

拡大型指名競争入札の公表

平成30年1月11日

契約責任者 東日本高速道路株式会社 東北支社長 松崎 薫

次のとおり拡大型指名競争入札を実施しますので、お知らせします。

1. 拡大型指名競争入札に付す事項

1 - 1 契約件名(工事名)	東北自動車道 平泉スマートインターチェンジ工事
1 - 2 工事場所	自) 岩手県一関市赤萩 至) 岩手県西磐井郡平泉町平泉
1 - 3 工事種別	土木工事
1 - 4 工事概要	本工事は、東北自動車道(一関IC~平泉前沢IC間)において、平泉スマートインターチェンジの土工工事を行うものである。 工事概算数量 切盛土工 約191千m <sup>3</sup> ボックスカルバート 4基 パイプカルバート 6基
1 - 5 工期	契約保証(履行ボンド)取得の日の翌日から900日間

2. 拡大型指名競争入札の実施等に関する事項

2 - 1 指名競争入札実施理由	本工事は、東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第6条第2項 - ア)に該当するため、拡大型指名競争入札とする。
2 - 2 指名通知の日	平成30年1月11日
2 - 3 指名基準	<p>(1) 指名通知の日において、「東日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成17年度細則第16号)第6条(入札者に対する指示書【郵送入札】《工事(土木・施設)共通》(以下「指示書」という。)[2]を参照のこと)の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 指名通知の日において、工事種別「土木工事」にかかる東日本高速道路株式会社(以下「NEXCO東日本」という。)の『平成29・30年度競争参加資格』を有し、かつ当該工事種別に係る『等級A』又は『等級B』の認定を受けていること。</p> <p>(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、NEXCO東日本が別に定める手続きに基づき上記(2)の資格の再認定を受けており、かつ上記(2)の等級に格付けされていること。</p> <p>(4) 指名通知の日において、NEXCO東日本から「東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領(平成18年8月7日東高契第269号)に基づき、「地域2(東北支社が所掌する区域)」において競争参加資格停止措置を講じられている者でないこと 指名通知の日から落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、NEXCO東日本から「地域2」において競争参加資格停止措置を講じられた場合は、以後競争に参加することができない。</p> <p>(5) 平成14年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の同種工事a)かつb)の施工実績を有すること。 ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り施工実績として認める。 また、NEXCO東日本が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事は、企業の施工実績として認めない。</p>

	<p>なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。</p> <table border="1"> <tr> <td>同種工事 a)</td> <td>切土量又は盛土量いずれかが5万m<sup>3</sup>以上の土工工事</td> </tr> <tr> <td>同種工事 b)</td> <td>自動車専用道路において車線規制を実施した工事（片側交互通行規制、路肩規制は不可）。</td> </tr> </table> <p>(6) 次に示す本件工事に係る設計業務等の受注者でないこと。  [設計業務等の受注者]  ・東北自動車道 平泉スマートインターチェンジ詳細設計（受注者：株式会社CPC）</p> <p>(7) 次に示す監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の受注者として、本件工事若しくは本件工事に係る設計業務等の発注に関与した者でないこと、又は現に次に示す施工（調査等）管理業務の受注者でないこと。  [施工（調査等）管理業務の受注者]  ・東北自動車道 北上管内施工管理業務（受注者：株式会社クリエート）  ・保全点検業務等の実施に関する年度協定（受注者：株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北）</p> <p>(8) 平成27・28年度におけるNEXCO東日本の上記（2）に示す工事種別の工事成績評定点合計の平均点が2年連続で65点未満でないこと。</p> <p>(9) 指名通知の日において、東北地方（青森県・岩手県・秋田県・宮城県・山形県・福島県）に本店・支店又は営業所等の本件工事を施工するために必要な機関を有していること。</p>	同種工事 a)	切土量又は盛土量いずれかが5万m <sup>3</sup> 以上の土工工事	同種工事 b)	自動車専用道路において車線規制を実施した工事（片側交互通行規制、路肩規制は不可）。
同種工事 a)	切土量又は盛土量いずれかが5万m <sup>3</sup> 以上の土工工事				
同種工事 b)	自動車専用道路において車線規制を実施した工事（片側交互通行規制、路肩規制は不可）。				
2 - 4 その他	<p>指名者は、入札書類を当社に発送する前において、いつでも自由に入札を辞退（以後の入札手続への参加を辞退）することができるが、その場合は、「辞退書（指示書様式2）」を提出すること。郵送で「辞退書」を提出する場合は、「辞退書」が封かんされていることが分かるよう、封かんした封筒に『辞退書在中』と明記すること。</p> <p>なお、辞退を理由として不利益な取扱いはしない。</p>				

### 3. 指名を受けていない者（以下「非指名者」という。）の競争参加に関する事項

3 - 1 非指名者の競争参加資格	<p>非指名者のうち、次の「及び」又は「及び」のいずれかに該当する者は、本件競争入札に参加することができる。なお、審査基準日（3 - 4 競争参加に必要な手続き（1）に示す競争参加資格確認申請書の提出期限の日をいう。以下同じ。）以降落札者決定の日までの間に該当しなくなった場合は、以後、本件競争入札手続きに参加することができない。</p> <p>審査基準日において、NEXCO東日本の「平成29・30年度競争参加資格」の有資格者のうち2 - 3 指名基準の（1）から（3）及び（5）注 から（8）を満たす者</p> <p>審査基準日において、NEXCO東日本の「平成29・30年度競争参加資格」の無資格者のうち2 - 3 指名基準の（1）、（3）及び（5）注 から（8）を満たす者</p> <p>審査基準日から落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO東日本から「地域2」において競争参加資格停止措置を受けていないこと。</p> <p>注 工事成績評定点合計を発注者から通知されている場合で次のイ)又はロ)に該当する工事は、2 - 3（5）の企業の同種工事の施工実績として認めない。このため、本件競争入札への参加を希望する非指名者は、提出する企業の同種工事の施工実績につき次のイ)及びロ)に該当しない工事であることを自ら確認・誓約のうえ、競争参加資格確認申請を行うこと。</p> <p>イ) NEXCO東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事</p> <p>ロ) 上記以外的高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事</p>
3 - 2 競争参加に必要な	<p>(1) 契約責任者から競争参加資格があると認められること《「3 - 1 非指名者の競争参加資格」、 の者ともに必要》</p>

な条件	競争参加資格確認結果通知予定：平成30年 2月 8日(木) (2)開札時において、工事種別「土木工事」にかかるNEXCO東日本の「平成29・30年度工事競争参加資格」を有し、かつ「等級A」又は「等級B」の認定を受けていること《「3-1非指名者の競争参加資格」の者のみ必要》
3-3契約 図書の交付 方法等	配布期間：拡大型指名競争入札公表の日から平成30年1月26日(金)まで 配布方法：工事請負契約書、指示書、共通仕様書、金抜設計書、特記仕様書等はNEXCO東日本のホームページより取得するものとする。 (契約書、指示書及び共通仕様書等) <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/</a> (金抜設計書、特記仕様書等) <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</a>
3-4競争 参加に必要な 手続	(1)競争参加資格確認申請書の作成及び提出《「3-1非指名者の競争参加資格」、の者ともに必要》 作成方法：配布する競争参加資格確認申請書書式に記載のとおり 提出期限：平成30年1月26日(金)16:00まで 提出場所：東日本高速道路株式会社 東北支社 技術部 調達契約課 (住所)〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ3F (電話)022-217-1726 提出方法：持参、書留郵便又は信書便(提出期限までに必着) 提出部数は2部(正1部、写1部)とする。 (2)NEXCO東日本の「平成29・30年度競争参加資格審査申請書」の作成及び提出《【要注意】「3-1非指名者の競争参加資格」の者のみ必要》 作成方法：NEXCO東日本ホームページ『平成29・30年度競争参加資格審査のご案内』参照 <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/quarification/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/quarification/</a> 提出期限：下記の提出場所に確認すること。 提出場所：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課 (住所)〒100-8979 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルディング17F (電話)03-3506-0214 提出方法：事前に一度電話連絡の上、郵送(書留郵便)でのみ受付(提出期限までに必着)[宛名面に「緊急認定」と記載すること。]

#### 4. 競争参加資格に関する事項

4-1設計 業務等の受 注者等との 資本又は人 事面の関係	指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、下記 に示す本件工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)又はロ)に該当する者である。 イ)当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者 ロ)業者の代表権を有する役員が当該受注者又は下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者 設計業務等の受注者 ・東北自動車道 平泉スマートインターチェンジ詳細設計(受注者：株式会社CPC)
4-2施工 (調査等) 管理業務の 受注者等との 資本又は	指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、下記 に示す施工(調査等)管理業務の受注者、当該施工(調査等)管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本件工事若しくは本件工事に係る設計業務等の発注に参与した者でないこと、又は現に下記 に示す施工(調

<p>人事面の関係</p>	<p>査等)管理業務の受注者、当該施工(調査等)管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。</p> <p>「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)又はロ)に該当する者である。</p> <p>イ)当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者</p> <p>ロ)業者の代表権を有する役員が当該受注者又は下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者</p> <p>施工(調査等)管理業務の受注者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東北自動車道 北上管内施工管理業務(受注者:株式会社クリエート)</li> <li>・保全点検業務等の実施に関する年度協定(受注者:株式会社ネクスコ・エンジニアリング東北)</li> </ul>
<p>4 - 3 入札に参加しようとする者との間の資本又は人的関係</p>	<p>指名通知の日又は審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、入札手続きに参加する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(以下の基準1及び2に関しては、様式1(競争参加資格確認申請書)の別添資料「競争参加が制限される入札者間の資本関係又は人的関係」も参照のこと)。</p> <p>なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ること、指示書1[1]入札手続きの公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。</p> <p>1. 資本関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。</p> <p>1)子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合</p> <p>2)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p> <p>2. 人的関係</p> <p>以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が再生手続が存続中の会社又は更生会社である場合を除く。</p> <p>1)一方の会社等の役員(以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この2.人的関係の記載中において同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</p> <p>2)一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人(以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この2.人的関係の記載中において同じ。)を現に兼ねている場合</p> <p>3)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>【役員】の定義】 株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役) 持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の業務を執行する社員 組合の理事 から に準ずる者</p> <p>【管財人の定義】 民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人</p> <p>3. その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</p>
<p>4 - 4 競争参加資格に関する留意事項</p>	<p>本件工事の受注者、本件工事の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本件工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工(調査等)管理業務」の入札に参加し、又は当該「施工(調査等)管理業務」を請負うことはできない。</p>

	<p>なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の 又は に該当する者である。</p> <p>当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者</p> <p>業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者</p>
--	--

5 . 入札・開札に関する事項

<p>5 - 1 入札前価格交渉方式の概要及び留意事項</p>	<p>(1) 本件工事は、入札前に入札者に対しNEXCO東日本が指定する項目に係る見積書の提出を求め、その見積書を活用して契約制限価格の設定を行う入札前価格交渉方式(以下「本方式」という。)の対象工事である。</p> <p>(2) 入札前価格交渉方式とは、NEXCO東日本が金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と記載した項目について、入札者から見積書の提出を求め、見積書提出後NEXCO東日本と入札者との間で、見積書に記載された内容が、設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて交渉を行い、その結果に基づき、変更の有無にかかわらず最終見積書の提出を求め、NEXCO東日本が最も適正な価格であると認めた最終見積書を活用することを基本として契約制限価格の設定を行う方式をいう。</p> <p>(3) 入札者は、指名者・非指名者の別にかかわらず、「交渉対象」とされた項目の見積書を、次に示すとおり提出しなければならない。</p> <p>見積書提出期限 平成30年1月26日(金)16:00まで (指名通知を受けている者、受けていない者いずれも同期限)</p> <p>見積書提出場所 記3-4(1)に同じ。</p> <p>見積書提出方法 持参、書留郵便又は信書便(提出期限までに必着)</p> <p>提出書類 見積書(様式4、様式5-1)、見積内訳書(様式5-2)及び見積書の根拠資料(様式自由)</p> <p>なお、見積内訳書(様式5-2)及び見積書の根拠資料(様式自由)の提出にあたっては、次の事項に留意すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書に記載された価格の根拠を示す次の資料を添付すること。</li> <li>見積書に記載された価格の内訳書(様式5-2を参考に作成すること)</li> <li>見積書に記載された価格の根拠を示す次の資料(様式自由)</li> <li>a) 当該項目の見積価格が自社の積算基準や施工歩掛基準による場合は材料、消耗材料、労務費、機械損料に使用した歩掛や単価の採用理由。</li> <li>b) 当該項目の見積価格が同等・類似工事の施工実績に基づく場合は施工実績とした工事の内容が判断できる次の資料。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 契約書類等の写し</li> <li>2) 施工実態調査に類する歩掛が判断出来る書類の写し</li> <li>3) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し</li> </ul> </li> <li>c) 当該項目の見積価格が下請等の取引先からの見積に基づく場合は取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し。</li> <li>・上記の 及び の資料を見積書提出時に添付できない場合は、交渉時にヒアリングを行い見積書の妥当性を確認する。</li> <li>・最終見積書提出時の添付書類は、交渉において提出を確認した資料を添付すること。</li> </ul> </div> <p>(4) 見積書は、設計図書に基づき作成するものとし、提出期限後の追加及び差替えは認めないものとする。</p> <p>(5) 見積書には、金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と記載されていない項目の見積</p>
---------------------------------	--

	<p>価格を記載してはならない。</p> <p>(6) 入札前価格交渉は、見積書提出期限以後平成30年2月9日(金)から平成30年2月23日(金)までの間を予定しており、詳細な日時等については、別途連絡を行う。交渉の実施場所は下記のとおり。</p> <p>交渉の実施場所：東日本高速道路株式会社 東北支社 会議室</p> <p>(7) 入札前価格交渉の交渉参加者は、本件工事の施工内容、資材又は機器の性能・機能及び上記(3)で求めた提出書類の内容を十分に理解し、説明が可能な者で、かつ交渉内容について協議・合意ができる者とし、複数名の参加を可能とする。</p> <p>ただし、入札者以外の下請企業や見積を徴収した企業等の外部の者の参加は認めないものとし、違反している事実が発覚した場合は、本件工事の指名通知又は競争参加資格の取消を行う場合がある。</p> <p>(8) 入札前価格交渉の交渉回数は、すべての入札者と各々1回以上行うことを原則とするが、交渉状況に応じて複数回行うことがある。</p> <p>(9) 入札前価格交渉により双方が合意した事項は、その都度交渉の場において確認を行うものとする。</p> <p>(10) 入札者は、上記(9)において合意された事項を反映させた最終見積書(様式4、様式5-1、様式5-2及び最終見積書の根拠資料(様式自由))を提出しなければならない。</p> <p>また、入札前価格交渉によっても上記(3)で提出した見積書等に記載された見積額から変更が生じない場合も同様とする。</p> <p>なお、最終見積書の提出方法は、上記(3)に基づくものとし、提出期限は、平成30年2月26日(月)16:00とする。提出期限を変更する場合は、最終の交渉時に連絡する。</p> <p>(11) 上記(3)又は(10)に示す提出期限までに見積書又は最終見積書の提出がされなかった場合は、当該入札者は、以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、当該入札者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効として取扱う。</p> <p>(12) 入札者は、最終見積書に基づいた入札を行うものとするが、入札時の交渉対象項目の金額は、最終見積書に記載された交渉対象項目の金額を超えない限り変更ができるものとする。なお、最終見積書に記載された金額を超える交渉対象項目が1項目でもある場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。</p> <p>(13) 見積書又は最終見積書においてNEXCO東日本が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、NEXCO東日本に対する入札妨害行為があったものと判断し、本件工事の指名通知又は競争参加資格を取り消す場合があるほか、競争参加資格停止等の措置を講じる場合がある。</p> <p>(14) 入札者は、入札書をNEXCO東日本に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取扱いはいしない。</p> <p>(15) 提出された見積書及び最終見積書は返却しない。</p> <p>(16) 入札前価格交渉により最も適正な価格であると認めた最終見積書を活用して設定する契約制限価格が、本件入札で定めた競争参加資格における発注規模(土木工事・「等級A」又は「等級B」)を超える場合は、本入札手続きを取止めることがある。</p>
5 - 2 入札・開札執行	<p>(1) 入札時に必要な書類の作成等 入札書類は、次のとおりとする。</p> <p>1) 入札書 …… 指示書[12]のとおり</p> <p>2) 単価表及び単価表データを保存したCD-R …… 指示書[13]のとおり</p> <p>使用する様式は、指示書様式3又は金抜設計書とする。</p> <p>3) 総合評定値通知書(経審)の写し …… 指示書[14]のとおり</p> <p>4) 諸経費内訳書 …… 様式6のとおり</p> <p>なお、本件入札においては、入札保証(指示書[15])は不要とする。</p> <p>(2) 入札書類の提出 提出期限：平成30年3月14日(水)16:00まで 提出場所：東日本高速道路株式会社 東北支社 技術部 調達契約課</p>

	<p>提出方法：持参、書留郵便又は信書便（提出期限までに必着） 指示書[16]に示す封かんの上、指示書[17]に従い提出すること。</p> <p>(3) 開札 開札日時：平成30年3月16日（金）13：30 開札場所：東日本高速道路株式会社 東北支社 会議室</p> <p>(4) 開札への立会いと持参書類：指示書[20][2]のとおり</p> <p>(5) 開札への立会いのない場合の取扱いについて 開札への立会いのない入札者がした当初の入札は有効として取扱う。ただし、再度入札を開札後速やかに実施する場合においては、再度入札は辞退したものとみなす。</p> <p>(6) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5.入札及び開札」を参照すること。</p> <p>(7) 落札者の決定方法 自動落札方式 指示書[21][1]のとおり</p> <p>(8) 低入札価格調査 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最低入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。 なお、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。 また、本件競争入札においては、数値的判断基準となる価格を設定しており、上記の最低入札価格がその価格未満である場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。 低入札価格調査については、入札者に対する指示書[25]を参照すること。</p>
--	---

## 6. その他

6 - 1 質問の受付	<p>(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。 受付期間：指名通知又は拡大型指名競争入札の公表の日から平成30年2月28日（水）16：00まで 受付場所：上記3-4(1)に同じ 受付方法：質問書面（様式自由）を持参、書留郵便又は信書便により提出（受付期間内必着）。なお、質問書面には、会社名（個人事業主にあつては当該個人名。以下同じ。）及び提出日を記載のうえ、社印（個人事業主にあつては当該個人の印章）を押印すること。また、質問書面中の質問内容には、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないよう留意すること。</p> <p>(2) 上記(1)により受け付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。 回答予定日：原則として、質問書を受け取った日の翌日から5日以内（休日を除く） 回答方法：NEXCO東日本ホームページ「入札公告・契約情報」の「本件公告名」の「備考」に掲載する <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</a></p> <p>(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO東日本ホームページを参照すること。 <a href="http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/">http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/</a></p>
6 - 2 その他	<p>(1) 使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(2) 契約保証 必要 指示書[29]を参照すること。</p> <p>(3) 契約書の作成 必要 作成方法については落札者と協議する。 指示書[30][2]を参照すること。</p> <p>(4) 入札の無効 指示書[27]に該当する入札は無効とする。</p> <p>(5) 支払条件 前金払 請負代金額が500万円以上の場合には「有」、500万円未満の</p>

	<p>場合には「無」          なお、請負代金額が500万円以上の場合、本契約の相手方は、請負契約書第34条第1項に基づき前払金の請求をすることができる。</p> <p>部分払 「有」請負契約書第37条第1項に基づき部分払の請求をすることができる。</p> <p>(6) 支払限度額の比率          請負契約書第39条1項に規定する各事業年度における請負代金額の支払限度額は、契約金額に次に示す比率を乗じ、四捨五入して有効数字を2桁とした額とする。          ただし、最終年度における支払限度額は、契約金額から前年度までの支払額の合計を差し引いた額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>平成31年度</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>平成32年度</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 工事請負契約書第25条の適用          工事請負契約書第25条第5項(単品スライド)及び同条第6項(インフレスライド)について適用する。</p> <p>(8) 契約制限価格の算出に用いる間接工事費の工種          土木工事積算基準における間接工事費の工種：土工</p> <p>(9) 苦情申立て          本入札手続きにおける競争参加資格の確認又はその他手続に不服がある者は、契約責任者に対して苦情の申立てを行うことができる。</p> <p>(10) その他          本件競争入札において入札の公正性を害する恐れが生じたときは、競争参加者に対して必要な調査を実施及び依頼することがあります。</p>	年度	比率	平成30年度	50%	平成31年度	40%	平成32年度	10%
年度	比率								
平成30年度	50%								
平成31年度	40%								
平成32年度	10%								
6 - 3 間接工事費の変更に関する試行	<p>本工事は「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。</p> <p>(1) 営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費          (宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る)</p> <p>(2) 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用</p>								
6 - 4 三者協議会	<p>本工事は、工事の実施に先立ち、設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させるため、及び施工途中において予期し得ない現地状況の変更等に伴い設計の変更を要する場合に適切な方針を得るために、発注者・受注者・設計者が一堂に会して技術情報の確認及び交換を行う、工事の品質確保を促進する設計施工共同連絡会議(以下「三者協議会」という。)を実施する対象工事である。</p> <p>(1) NEXCO東日本が、本件工事の三者協議会への参加について設計者の同意が得られた場合は、本件工事の落札者である施工者は、NEXCO東日本及び設計者と「三者協議会の開催に関わる協定書」を締結するものとする。</p> <p>(2) 三者協議会の開催は、次に該当した場合に必要な都度開催する。なお、開催に関わる事務はNEXCO東日本が行うものとする。          イ. 工事着手前に本件工事の設計の理念及び意図を確認する場合          ロ. 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合          ハ. その他、施工改善提案等について、施工者又は設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合</p> <p>(3) 三者協議会の開催に伴う設計者の出席に要する費用は、NEXCO東日本が負担する。</p>								
6 - 5 資料閲覧	<p>(1) 指示書[7] に示す閲覧資料の有無：無</p> <p>(2) 本工事に係る下記に示す材料価格等を、競争参加資格者に対して閲覧する予定で</p>								



ある。

閲覧内容：骨材（舗装工を除く）、土砂、生コンクリート

閲覧場所：東日本高速道路株式会社 東北支社 技術部受付

（住所）〒980-0021

宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ3階

閲覧期間：平成30年2月28日（予定）から入札書提出期限の前日まで（休日を  
除く毎日10時から16時まで）

閲覧方法：書面にて閲覧（閲覧場所に備え置く）

注）非指名者のうち「競争参加資格がない」とされた方は、本書面を受け取った日の翌日から7日（休を除く）以内に、当職に対し、氏名及び住所、対象となる工事等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができます。説明を求めるときの手続については、競争参加資格確認結果通知において示します。